## 社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会

# **会** 報 第90号

2010年(平成21)年2月22日発行 編集・発行 図書館学教育部会

## - 目 次 -

第95回全国図書館	宮大会第 6 分科会(図書館学教育)の報告	1
テーマ:「図書館	宮に関する科目」──大学における司書養成の新たなる展開 ──	
基調報告「大学	とにおいて履修すべき図書館に関する科目制定の意義」	1
(薬袋	秀樹 文部科学省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」主査、筑波大学教授)	
話題提供(1)「t	品力者会議の検討過程に見る今後の課題について」 ······	2
(荻原雪	幸子 文部科学省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」委員、専修大学教授)	
話題提供(2)「『	図書館に関する科目』を超えて:これから我々が考えなければならないこと」	7
	(竹内比呂也 日本図書館協会図書館学教育部会前幹事、千葉大学教授)	
質疑応答1 …		9
	上施行規則の改正について」 ······ :	
	(宮田幸宏、文部科学省生涯学習政策局社会教育課課長補佐)	
質疑応答 2 …		14
参加者の感想	全国図書館大会第6分科会に参加して 大平 剛(帯広大谷短期大学)	15
	司書・司書補講習担当の立場から 壽顕一郎	15
	(桃山学院大学エクステンション・センター)	
	全国図書館大会第6分科会に参加して 白根一夫	16
	(福岡県宮若市図書館準備室・福岡女子短期大学非常勤講師)	
	全国図書館大会第6分科会に参加して 松井純子(大阪芸術大学)	17
参加者のアンケ		18
	★・第1回研究集会のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

## 第95回全国図書館大会第6分科会(図書館学教育)の報告

2009年度の全国図書館大会第6分科会は、10月30日 (金)の13時30分より、東京神保町すずらん通りの東京堂書店大会議室において、「『図書館に関する科目』 一大学における司書養成の新たなる展開一」のテーマで開催され、67名の参加があった。

志保田務部会長の挨拶のあと、昨年に続いて、これからの図書館の在り方検討協力者会議主査である薬袋秀樹氏(筑波大学)から「大学において履修すべき図書館に関する科目制定の意義」と題し、基調講演をいただいた。

続いて、同じくこれからの図書館の在り方検討協力 者会議の委員である荻原幸子氏(専修大学)から、今 後の課題についての話題提供があった。さらに日本図 書館協会図書館学教育部会の前幹事である竹内比呂也 氏(千葉大学)からの話題提供を予定していたが、ご 本人の急病により、当部会幹事で司会の谷本達哉が原 稿を代読した。

その後短い休憩を挟んで、事前に書いてもらった質問に報告者が応じる形での質疑応答が行われ、当面の科目改訂を越えて、会場の関心はその先へと向かい、 熱心な討議が行われた。

最後に、文部科学省生涯学習政策局社会教育課課長補佐の宮田幸宏氏から、2012年度からの科目改訂に関して、6月、7月に開催された説明会の内容も踏まえ、要点の説明があり、これに対しても若干の質疑応答があり、閉会となった。

## <基調報告>

## 「大学において履修すべき図書館に 関する科目制定の意義」

薬 袋 秀 樹 (筑波大学)

#### はじめに

この間、『教育部会報』と『図書館雑誌』で、科目検討の経過について何度か報告してきたが、それぞれの時点での報告であり、必ずしも十分な経過報告にはなっていない。検討に携わった者として、今後、検討の経過をまとめて、検討過程の全体像を報告していきたいと考えている。今回は、主として、報告書『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について』<sup>11</sup>の図書館司書養成における意義について述べたい。

なお、本発表は筆者の個人的見解を含むものである。

#### 1. 図書館に関する科目の概要

今回制定された科目の特徴として、『図書館雑誌』 4月号の報告<sup>2)</sup>では、次の5点を挙げている。

- ・制度・行政分野の充実
- ・情報技術分野の充実
- ・ネットワーク情報資源の重視
- 「児童サービス論」の充実
- ・「図書館特論」の重視
- この結果、次の事項が実現した。
- ・「図書館概論」の充実

そのほか、改善点として、3点を挙げている。

- ・科目の内容、すなわち根拠を示したこと。
- ・理論的内容を扱う項目を設けたこと。
- ・実践面の弱点を補う項目を設けたこと。

次に、図書館職員の養成教育に関する基本的な考え 方として、次の5点を挙げている。

- ① 図書館職員養成の基礎
- ② 図書館業務に必要なその他の知識
- ③ 継続的な学習(生涯学習)の必要性
- ④ 教員の確保と研修、養成体制の評価
- ⑤ 科目の見直し

以下では、このうち、①③と②について述べる。

①図書館職員養成の基礎と③継続的な学習(生涯学習) の必要性は密接に関連している。

### 2. 報告書の意義

今回の報告書には次の2つの意義がある。

#### 2.1 図書館職員の「生涯学習宣言 |

第一に、図書館司書の力量は、生涯にわたる学習を 通じて形成されていくものであることを示している。 筆者は、これを図書館職員の「生涯学習宣言」と考え ている。報告書には下記のように書かれている。

- ○図書館に関する科目は、図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するためのものであり、その後、さらに専門的な知識・技術を身に付けていくための入口として位置付けることが適切である。すなわち、司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくものであり、図書館に関する科目はそのための基盤を形成するものと考える。
- ○このため、大学は、学生に資格取得後も学習を続けるよう奨励し、図書館の設置者は、司書に資質・経験等に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努め、図書館職員は自主的に学習を積み重ねることが重要である(p.3-4)。

これによって、図書館職員の学習意欲が高まること が期待される。従来は、履修科目の単位数(以下、履 修単位数という)に関心が集中していたことを考える と、これは大きな変化である。

#### 2.2 履修科目以外の学習の意義

第二に、議論が履修科目に集中しがちな従来の傾向を打破して、「図書館に関する科目」に関連する4種類の科目の体系を明らかにしている。学習が望ましい科目として、下記の科目が挙げられている。これによって、図書館司書となるために必要な科目の体系が示されたことになる。従来もこのような試みはあったが、その中でも、広い視野から検討されている。

①大学の教育課程における基礎的な知識

例:憲法、外国語、情報技術

②図書館業務に関する知識の基礎となるさまざまな分野の知識

例:行政学、法学、経済学、経営学、社会学、 教育学、心理学、歴史学、情報学

③主題専門分野の知識

例:人文、社会、科学技術、医学·生物学、地域社会等

④図書館に関するより専門的な知識・技術 一部の大学・大学院で開講している科目

①~③の科目は、司書が学習する必要があるのは、直接図書館に関係する科目だけではないことを示している。個人的には、②の科目を「基礎科学」と呼びたい。図書館に関する知識を十分理解するには、これらの科目の知識を持つことが望ましい。

## 3 日本の図書館職員養成の問題点

#### 3.1 履修単位数の不足

日本の図書館職員養成上の最大の問題は、履修単位数の不足である。戦後、図書館法で司書資格が定められて以来、15単位の単位数が批判されてきた。履修単位数は、最初は15単位であり、現在は20単位である。現在の20単位でも、いくつかの1単位科目を見れば、単位数が少ないことは明らかである。

そこで、これまで、司書の力量を高めるために、大学における図書館職員の養成(図書館学教育)の改善が検討されてきた。改善案の内容は、①履修単位数の増加、②専攻科の設置であった。

#### 3.2 履修単位数の増加

これまで、徐々にではあるが、履修単位数の増加が 実現してきた。 $15 \rightarrow 19 \rightarrow 20 \rightarrow 24$  単位である。今回 の24単位によって、かなりの改善になるが、これでも 根本的な解決には不十分であろう。履修単位数の増加 が難しいのは、司書講習、司書課程固有の制約がある からである。司書課程は副専攻であるから、一定以上 単位数を増やすことは難しい。大学における副専攻で ある限り、単位数の増加には限度がある。

#### 3.3 専攻科の設置

いくつかの大学で、図書館・情報学、社会情報学、 生涯学習論等の専攻科が設置され、その中で司書養成 も行われている。図書館情報学に関する学習量が多い 点は優れているが、問題もある。最大の問題点は、専 攻科を設置する大学が、大都市圏のかなり規模の大き い大学に限られていることである。

このため、専攻科では、全国各地の図書館のための 職員の養成は難しく、全国各地の図書館の職員の養成 に関しては、今後も司書課程が中心になると考えられ る。

## 4 日本の図書館職員養成の改革方法

### 4.1 履修単位数の限界の解決策

履修単位数の不足を解決する方策は、大学における司書養成のための履修科目を第1段階と見なし、大学卒業後の学習を第2段階と位置付けることである。第2段階は、第1段階の履修科目の内容を深めたものである。第1段階の履修科目を学んだ学生は、採用後も長期間学習を続けて、専門職員に相応しい力量を身に付ける。多くの図書館職員が第2段階の学習を行うには、土曜・夜間開講、集中講義、通信教育、遠隔教育(e-ラーニング)、司書講習などの形態での開講が必要である。

これは、現在行われて成功している社会人大学院に似ており、その小型版と考えることができる。社会人大学院の発想を、学部レベルの司書養成に適用するものと考えることができる。 学部レベルの司書課程で、図書館職員を対象に、履修科目の内容を深めた科目を開講することによって、司書養成の向上を図ろうとするものである。

このように考えると、これまでの図書館学教育の欠点が明らかになってくる。それは、図書館就職後の図書館職員のための学習機会、特に大学における学習機会が不足していたことである。履修科目の内容を深めた科目を開講する大学が少なく、開講している場合も、図書館職員に開かれていなかったのである。これまでは、学習の第1段階しかなく、第2段階は社会人に開かれていなかったのである。

#### 4.2 選択科目の意義

第2段階の学習機会を設けるためには、選択科目が 重要である。選択科目は、次の7科目(各1単位)か らなり、そのうち2科目以上を選択する。

図書館基礎特論 図書館サービス特論

図書館情報資源特論 図書・図書館史 図書館施設論 図書館総合演習

図書館実習

報告書では、次のように書かれている。

必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、 理解を深める観点から、各区分の特論や図書・図 書館の歴史、施設・設備に関する科目の中から各 大学の判断で選択し、解説または演習・実習を行 う(p.10)。

ここで重要なのは特論である。各大学の判断によって、それぞれの教員の専門とするテーマ、たとえば、「障害者サービス」「地域資料」「課題解決支援サービス」などの内容の科目を開講することができる。

これらの科目は、図書館職員が履修しやすいように、 土曜・夜間開講、集中講義、あるいは通信教育、e -ラーニング等の形態で開講することが望ましい。図書 館職員は、科目等履修生となることによって、この科 目を履修し、単位を得ることができる。

司書資格を持つ図書館職員が、これらの科目を履修 すれば、司書資格プラスアルファの学習を行うことに なり、図書館職員の間に、履修科目よりも深い知識や 技術が徐々に普及し、力量が高まることが期待される。

これによって、より専門的な内容を学習したい図書 館職員のニーズと、より専門的な内容の授業を行いた い大学教員の希望が結びつくことになる。

大学教員の側も、図書館職員が履修することによって、図書館現場と交流ができ、履修科目よりも深い内容の授業を行うことができる。司書課程の学生も増加し、大学の社会貢献になる。

図書館職員の学習機会として研修会があるが、大学の授業には研修会よりも優れている点がある。研修会の講義は1時間半程度であり、受講者は受身で講義を

聞くだけで、試験がない。 大学の授業であれば、合計数日間分の講義を聞き、レポートを提出し、試験がある。受講することは難しいが、学習効果は、大学の授業の方が高いだろう。

短期大学でも、教員の時間さえ確保できれば、このような科目の開講が可能である。このように考えると、地方の短期大学は、きわめて重要なインフラストラクチャとなる可能性がある。

### 4.3 今後の課題

第一に、大学には、特論関係の幅広い授業を、図書館職員が受講しやすい形態で開講することが期待される。第二に、各図書館や図書館関係団体には、図書館職員の自己研修の一環として、大学の授業の履修を奨励することが期待される。第三に、図書館職員には、これらの科目、特に新規設置科目や選択科目を履修することが期待される。第四に、これらについて、大学教員と図書館職員の人々、図書館学教育部会、日本図書館協議会、各図書館、各県図書館協会、全国公共図書館協議会、日本図書館協会等の機関・団体による取り組みと運動が期待される。

#### おわりに

今回の履修科目の制定には、大きな可能性がある。 文部科学省によって、新たな図書館職員養成の枠組み が作られたが、これを活用し発展させるのは各大学の 教員、各図書館とその職員である。両者が積極的に取 り組んだ時、初めてこの制度は活かされる。なお、特 論と第2段階の科目の関係はやや複雑であるため、別 の機会に説明したい。

#### 注

- 1) 薬袋秀樹「「大学において履修すべき図書館に関する科目」案 これからの図書館の在り方検討協力者会議の報告から—」『図書館雑誌』103(4), 2009. 4, p.206 209.
- 2) これからの図書館の在り方検討協力者会議『司書 資格取得のために大学において履修すべき図書館に 関する科目の在り方について(報告)』2009, 20p.

#### <話題提供(1)>

## 協力者会議の検討過程に見る 今後の課題について

荻原幸子(専修大学)

#### 1. はじめに

「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」の検討過程の一端を、各関係者からどのような意見が寄せられたか、及び、それらに対して協力者会議がどのような検討を行ったか、という観点から明らかにする。議事要旨や配布資料等を手掛かりとして、特に、科目構成と単位数の設定(「報告書」Ⅲ章)に関する検討過程を辿るものとする。なお、本報告の内容は、あくまで一委員(しかも新入り)であった筆者の個人的な総括である。記憶違いや勘違いについては、追ってご指摘いただきたい。

#### 2. 報告書の検討過程

## (1)「科目検討ワーキンググループ」による検討過程

2007年4月に、「これからの図書館の在り方協力者会議」の下に「科目検討ワーキンググループ」が設置され、図書館に関する科目の検討が開始された。メンバーは、筆者を含む3名の司書課程担当教員と、協力者会議の主査、副主査であった。この時点では、各委員が(自身の経験や考え方に基づいて)提出した原案に対して、質疑応答や意見交換を積み重ねるというやり方で、まとまった形に収束させる作業が行われた。

検討内容は、現行科目の問題点、科目の新設、総単位数(時間数)、主題知識の習得、関連科目の扱い、グレード制の是非など、かなり広範囲にわたっていた。新設科目とした「図書館制度・行政論」については、「図書館経営論の1単位増に含める/学生に理解できるかどうか懸念/改革の目玉となる」などの賛否があった。「図書館サービス演習」は、様々なサービス業務の即戦力を養成するために必要であるという提案に、異議が出されることはなかった。

ほぼ白紙の状態から始まった作業であったが、検討を重ねるごとに、より具体的で現実的な内容になっていったと思う。成果は「大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(これからの図書館

の在り方検討協力者会議のこれまでの意見の概要・試 案)」(以下「試案」と記す)として公表された。

#### (2)「協力者会議」における検討過程

2008年7月より、「これからの図書館の在り方検討 協力者会議」において、図書館に関する科目の検討が 開始され、10月の会議では、「試案」に対して寄せら れた関係者の意見が議論の対象とされた。主な関係団 体等1)からは、「取得単位数の引き上げは、学生、科 目担当者にとって大きな負担となる」という理由によ り、総単位数(28単位)に関する多数の懸念が表され た。(支持する意見は皆無であった。)他には、「「図 書及び図書館史」は、基本的な知識として必要である /1単位科目を容認するべき/選択科目を設置するべ き/図書館実習を科目として組み入れたい」などの意 見が出された。新設の「図書館制度・行政論」につい ては、「「図書館概論」や「図書館経営論」に含めて もいいのではないか/担当教員の手配が困難である/ ここまで詳細に学ぶ必要があるのか疑問」という意見 と、「行政法の基礎的な知識は必要/労働関係法規も 加えたい」という意見に分かれた。「図書館サービス 演習」については、「必要性は認めるが、現実的には かなり困難/実際にはどのような授業をしたらいいの か疑問」など、概ね消極的であった。

関係者(4名)を会議の場に招聘して行ったヒアリングについては、科目の検討に関して筆者が多くの示唆を得た、下記の方々の意見 (の一部) を紹介する $^{2})$  。

•全国公立短期大学協会(長野県短期大学教授・図書館長 平林香織氏)

2年間のカリキュラムの中で、卒業単位でない単位数はこれ以上物理的に増やせない。科目数・単位数の増加は、教育課程にかなりの無理が生じることになる。学生の負担も多大なものとなる。現行の14科目20単位でも充分であるが、必修12科目24単位、選択1科目2単位程度とするべきであると考える。

### • 带広市図書館長 吉田真弓氏

大規模図書館以外の多くの図書館は、少数の職員でサービスを提供しており、そのなかでも司書は有資格者(専門職)として即戦力が期待されている。期待にそぐえない場合には、司書全般に対する社会的な失望感が生じかねない。従って、著作権、接遇やコミュニケーション能力、危機管理等に関しては、演習や実習を通して十分に学ぶことが必要である。

関係者から発せられた要望に直面するに至り、この

機会に教育内容の拡充を図るという著者の志向は、しばしの困惑とともに変更を余儀なくされた。ワーキンググループの頃より期待していた新設2科目の廃止も、当初は「甘んじて」というのが率直なところであった。「一見して、現行とあまり変わらないではないか」という考えと、「何事も改革は一歩ずつ、少しずつ」という意見を肯定する思いが、交錯したような状態であった。

一方で、司書課程開講大学の厳しい現状を目の当たりにして、「実行可能性」や「全体的な底上げ」という改訂の方針が、会議の場で共有されることになった。 選択科目や演習に関する検討が、以前よりもまとまりやすくなったという点で、その意義は大きかったと思う。

2009年1月16日~26日の期間に、「報告書(案)」に関する意見募集が行われた。この機に寄せられた意見(41件)に関しては、最終調整の段階に参照した。大幅な変更に及ぶことはなかったが、科目に関しては特に、「児童サービス論」を巡る意見の拮抗状況が注目された。「児童資料論」「児童サービス演習」「児童サービス特論」等を新設して、さらなる拡充を図るべきであるという意見が寄せられた一方で、「児童サービスに関する偏重を是正するべき/児童サービス論を「図書館サービス各論」とし、多様な利用者層を想定した内容とするべき/年齢を限定した対象に対するサービスだけを、科目として独立させることは疑問」など、この科目の是非を問う意見が少なくなかったのである。

「報告書(案)」の検討過程で多数の関係者から要望があった「図書・図書館史」に関しても、「「図書・図書館史」(と「図書館施設論」)は、区分を横断する科目とはいえないので、「図書館基礎特論」の内容の例示として収容されるべき/内容が特定される科目が唐突に取り上げられており、選択科目のねらいが不明確」という意見が寄せられており、「児童サービス論」と同様の状況を捉えることができる。

この件について協力者会議では、早急に対応できる問題ではないと判断した。報告書に何かしら記載してはどうかという意見も出されたが、同意を得ることなく見送られた。

### 3. おわりに

一連の検討過程は、

「第1段階」 現行制度の検討

[第2段階] 大幅な変更を伴う「試案」の提示

[第3段階] (関係者の意見を反映した) 実現性の高 い内容(「報告書」) に収束 という3段階にまとめることができる。

[第2段階]の「試案」は[第3段階]で、かなり「揺り戻された」ことにはなるが、[第2段階]でのいわゆる「揺さぶり」が、[第3段階]にもたらした効果も少なくないとも考えられる。

ひとまずは、この新しく設定された科目を、実施段階で如何に充実したものとするかについて考えたい。ただし、"社会の変化に対応して、図書館に関する科目の見直しについて一定期間ごとに検討を行うことが必要であると考える。(「報告書」p.4)"ということを踏まえれば、現時点で今回の経験から見出された課題を整理しておくことも必要であろう。個人的には以下の三点を挙げておきたい。

一点目は、協力者会議と関係各方面との「協議」の 場が、もう少し必要だったのではないかということで ある。特に、今回唯一の代替案を提示していたという 点で、日本図書館協会教育部会幹事会とは、より密な 関係であっても良かったように思う。二点目は、資格 を生かす現場である公立図書館の意見が、十分に反映 されたか(もしくは、反映するように検討したか)と いうことである。即戦力として期待されているという 状況に対しては、どの程度応えられたであろうか。ま た、司書養成における大学と公立図書館の協調を促す ものに成り得ているだろうか(もしくは、協調を意識 した検討であったといえるだろうか)。三点目は、実 際に司書養成教育に携わる関係者間での、教育内容に 関する考え方が、必ずしも一枚岩ではなかったという ことである。前述した二つの科目に関する意見の拮抗 も、その一つの表れではあるが、そもそも、今回の協 力者会議による「全般的な底上げ」という方針につい ては、改めて問われる必要があるのではないだろうか。 確実に到来する次の改訂作業を想定した、様々な観点 からの議論の継続と、一定の合意形成が必要であると 考える。

#### 注)

- 1)以下の諸団体である(順不同)。日本私立大学協会、私立大学通信教育協会、日本図書館協会(理事長名)、日本図書館協会図書館学教育部会幹事会、全国公共図書館協議会、日本文化史研究会、西日本図書館学担当大学教員連絡協議会、司書講習実施大学
- 2)他に、私立大学通信教育協会理事長の高橋陽一氏、 郡山女子短期大学教授の二宮和比古氏からも、有意 義なご意見を伺った。

## <話題提供(2)>

## 「図書館に関する科目」を超えて これから我々が考えなければならないこと

竹 内 比呂也 (千葉大学)

#### 1. はじめに

今回の図書館法の改正、文部科学省令の発布に伴う司書養成教育の変革には二つの鍵となる事項がある。一つは、司書養成のための科目が「大学における図書館に関する科目」(以下「図書館に関する科目」)となって、大学における正式な教育と位置づけられたこと、もう一つは文部科学省の協力者会議が司書資格取得のための教育はあくまでも専門職養成のための入門と位置づけられるものであって、司書資格取得によって専門職養成が完成するものではないということを明確に打ち出したことである。本稿においては、この二つの鍵を軸に、これまでの図書館学教育部会の議論も参考にしつつ、今後我々が図書館情報専門職の養成に関して考えるべきことを述べる。なお、ここで表明される意見は発表者の個人的なものであり、所属する機関・団体の見解ではないことをお断りしておきたい。

#### 1.1 「図書館に関する科目」の制定の意義

司書養成が講習を主たるものとすることから大学における養成を主たるものにその位置づけを変えたことが、特に24年度までの暫定的な措置として現行の講習科目が22年度からそのまま「図書館に関する科目」となることもあって、当面大きな変化をもたらすとは思われないかもしれない。しかし今後大きな意味を持つ可能性はあると思われる。一つには、大学における司書養成教育が「15単位の軛」から解放されたということである。講習と「図書館に関する科目」の関係がさらに議論されなければこのことが直ちに大学で行う教育内容の量的拡大に影響を与えるとまでは言えないが、科目の量的拡大の制約がとれたことは長期的には意味を持つであろう。

第2に、科目の位置づけの変更は担当教員の学内的地位の向上に資すると思われることである。このことはより高度な専門職養成のための基盤形成のためには不可欠なプロセスであると考える。これまで資格課程の担当教員は、学内的にはいささか大げさに言えば"second-class citizen"として扱われてきたように思わ

れ、大学院の担当もしないケースの方が多かったように思われるが、担当科目が大学における正規の科目となることはそのような立場からの脱却の契機と言える。しかし同時に、資格課程であるからという言い訳はできなくなるのであり、司書課程担当教員には様々な点で他の教員と全く同様のクオリフィケーションを求められ、大学において行われている様々な教員評価に耐えうる実績が求められるようになると思われる。

逆に懸念されることとしては、「図書館に関する科目」の制定によって、司書課程を設置する際に文部科学省がこれまで行ってきた講習相当科目認定がなくなることがある。これは今まで以上に教育内容についての国の統制が緩やかになることを意味している。当局は3年に1度シラバスの提出を求め指導をするとはしているものの、指導以上の強力な統制は困難であろう。ここに司書養成教育の質をどのように保証するのかという問題が新たに出現してきたと言える。

### 1.2 「入門」という位置づけの意義

50年以上の長きにわたり講習を中心とした教育が続 いてしまったという歴史的事実を踏まえれば、多くの 図書館関係者がより高度な司書養成教育を理想として 掲げたとしても、急激な制度改革の実現は外部的な力 が加わらない限り難しいということは容易に想像でき よう。協力者会議は、その現実を踏まえていわゆる司 書課程による教育を「入門」と位置づけ、現状(ある いは現状に基づく小改革)を相対化し、司書にはより 高度な専門教育が必要であることを論理的に示したの ではないかと筆者は都合良く解釈している。これに対 して日本図書館協会図書館学教育部会は全面的な賛意 を示してきたし、協会自体も2009年1月26日付「意見」 において、直接的ではないもののこの姿勢を是認して いると解釈しうる見解を示している。従来見られたよ うな、それほど多くない単位の司書課程を修了したも のについて、その能力やスキルの検証もなしに「専門 職」であることをことさらに言い募る議論や、従来の 司書課程を不完全な教育としてただ非難する議論に終 止符をうち、司書養成教育の高度化に向けた建設的な 議論を始められる共通認識がようやく形成されたと言っ てよいのではないだろうか。

#### 2. 何を考えなければならないか

司書養成教育の高度化を目指す我々にとって、今回 の「図書館に関する科目」の制定の機会を捉えて行わ なければならないことは多くある。

#### 2. 1 「入門ではない」教育の目標設定

「図書館に関する科目」の制定、すなわち大学にお ける正規の科目として司書養成を行うようになること は、大学ごとに特色あるカリキュラムで教育を行う可 能性を広げることにつながる。そこには大学院レベル の教育まで視野にいれたより高い専門性をめざした教 育カリキュラムの構築の可能性を見出すことができる。 業務の高度化を考慮すれば、専門職と呼ばれる職の養 成に大学院が含まれないという事態は考えづらい。し かし現在司書養成を行っているすべての大学が大学院 レベルまで視野にいれたプログラムを展開しなければ ならないということではなく、意思と資源を持つ大学 にはこれに取り組むことが強く望まれるということで ある。その前提として、このような教育の最終目標が 何かが明確に示されることが重要であり、各大学の創 意工夫は尊重されつつも、一定の方向性は定まってい なければならない。またそのような方向性の共有は、 複数大学によるプログラムの共同運用の基礎でもある。

アメリカ図書館協会 (ALA) のCouncilは、2009年 1月に図書館教育作業部会が作成した「ライブラリア ンのコア・コンピタンス」(Core Competences of Librarianship) を承認したが、これはALAが認定す る図書館情報学大学院の修士課程修了者が持つべき基 本的知識を 1)専門職の基礎、2)情報資源、3)記 録された知識と情報の組織化、4)(情報通信)技術 についての知識とスキル、5)レファレンスと利用者 サービス、6)研究、7)継続教育と生涯学習、8)管 理と運営の8領域に分けて示すものである。この作業 部会は、教育の成果としてどのようなアウトプットが 期待できるかを重視しており、各養成機関がそれぞれ 特色あるカリキュラムを構築することを想定している と思われる。北米の図書館情報学大学院については、 iSchool化の潮流の中で、伝統的な図書館情報学の範 囲に留まっている機関とそれを超えて情報通信技術等 を重視する機関に分かれるなど差別化がすすんでいる。 アメリカを規範とするグローバライゼーションが世界 を席巻しつつあるとはいえ、基本的には学部レベルの 専門(職)教育を想定していないアメリカの養成モデ ルを無条件に模倣することが日本の状況にふさわしい のかどうかは別に考えるべきであるが、専門職教育を 受けた者がどのような能力とスキルを持つべきかとい う議論を行うこと自体は模倣してもよいのではないだ ろうか。

#### 2.2「入門」教育の目標設定

「入門ではない」教育の目標が定まれば、その枠のなかで「入門」教育が目標とするところが何か、つまり「入門」教育を受けたものが、どれくらいの知識やスキルを身につけているかを明示することも可能となる。我々は既に「入門」教育のための科目群を制度化して持っている訳であり、LIPERが示したコア科目群もそのような提案である。それゆえこれらと乖離した目標設定はあり得ないし、むしろこれについてはすでに暗黙の合意があると解釈すべきかもしれない。そうであれば、上述した「入門でない」教育との違いを明確にしたうえで、「入門」の上にどのような教育課程が必要なのかを具体的に示し、自発的に教育課程の高度化を図る意思がある大学にとってのガイドラインとすべきである。

## 2.3 司書養成教育における質の保証

前述したように、「図書館に関する科目」の制定により、課程認定における国の関与は従来よりも弱まることになった。個人的には、専門的教育のためのプログラムの認定は、教員養成課程設置の際に行われている審査のように専門家による審査、すなわちピア・レビューによって教育内容がチェックされ、認可されるような体制が最も望ましいと考える。しかしながら、社会教育分野における専門職養成課程においては、いずれもそのような制度が適用されていない。公民館、博物館関係者との連携によって制度創設を促すことは考えられなくもないが、大学設置基準の大綱化以降の大学教育の規制緩和の流れから考えれば、新たな統制と受け取られる制度を導入するには多大な困難が伴うことが予想される。

それゆえ国以外の民間の専門機関が何らかの形でこれを保証する方策がもっと考えられるべきである。日本図書館協会などの専門的な第三者機関による認定制度の創設、あるいは現在日本図書館情報学会が検討している図書館情報学検定試験のようなアウトプットを評価するアプローチも考えられ、いずれも簡単に実現できることではないが、これらの方策を追求する方がまだ現実性は高いように思われる。

#### 3. まとめにかえて

今回の司書養成課程の改革は、養成の質の向上と教育の高度化につながらなければあまり意味がない。従来の司書課程を入門として、専門職養成という観点から教育内容の充実を図るべきである。先に述べたよう

に、その際担当教員は積極的に大学院担当に名乗りを 上げるべきである。そのための環境整備という点では 明らかに従来よりも一歩前進した。図書館情報学が確 立された一つの学問領域である以上、大学院レベルの 研究指向の専門課程が存在し教育が行われることは当 然であるが、それとは別の形で専門職養成のためのプ ログラムがあってよいだろう。またそれは必ずしも専 門職大学院でないとできないというものではないはず である。学部レベルの司書課程(「入門レベル」)を ベースとしつつも、その上に学部、大学院の科目を積 み重ねていくことは専門学科でなくてもできるのでは ないか。近年急激に拡張した大学院は従来の研究者養 成だけを目標としていたのではもはや成り立たず、高 度職業人養成を指向せざるを得ない状況にある。司書 養成の高度化にとっては好機にあると言える。既に述 べたように、その前提として、どのようなスキル、知 識を持つものを養成しようとしているのかという目標 の明確化と共有化が不可欠である。

もちろん、社会環境の変化によって、情報専門職の 養成が専門職大学院で行われるようになるかも知れない。学芸員養成課程に関する議論では大学院を中心と する教育課程に移行することが検討されてきたが、これが実現すれば、それにあわせて司書養成も専門職大 学院を中心にということは十分にあり得る。しかしその場合に、「入門」と位置づけられた司書課程の教育 内容を単に大学院で開設すればよいということにはならないし、またそれは絶対に避けなければならないことである。時として我々が意図しないタイミングで制度上の変化が起きることもあり、その時点で最善の選択ができるよう我々は準備をしなければならない。そのときに慌てないためにも、我々は何を目標としてどのような教育をすべきなのか、着実に議論を深める必要があるのである。

### 質疑応答1

(敬称略)

司会:谷本達哉

薬袋氏、荻原氏の講演の後、10分の休憩の間に、会場からの質問(紙に記入)を受け付けた。

司会・谷本達哉(羽衣国際大学)が質問用紙を読み上げた上、質疑応答が行われた。(この報告の質問の部分は、質問を受けた講師が「質問カード」を読み上げたままを記載した。)

薬袋氏への質問 笠井詠子(同志社大学):図書館職員養成として第1段階しかなかったため、社会人への学習機会を増やすという意義には賛同します。ただ、科目履修生等での自主的な学習という形では、余程熱意のある人しか学習しないのではないでしょうか。学習意欲を向上させる工夫、インセンティブが必要ではないでしょうか。学位(修士)授与は難しいと思いますが、学習したことで評価が高まる仕組みがないと、需要をほりおこすことになかなか結び付かないと思いますがいかがでしょうか。

薬袋: 開講する側と履修する側の双方の努力が必要なので、なかなか難しいと思う。これを実現するには、図書館関係者による広範な運動が必要だと思う。まず、地方自治体や公共図書館に、このような学習を奨励するとともに、学習機会を設けるよう要請する活動に取り組んで欲しい。特に新設科目を履修するよう奨励して欲しい。履修した科目は「生涯学習パスポート」に記載するとよいと思う。司書の集団が、お互いを甘やかすことなく、切磋琢磨することが必要である。

薬袋氏への質問 森 智彦(東海大学):「第2段階」 と「上級司書」の関係は?

**薬袋**:大まかに言って、「第2段階」で学習する内容が 「上級司書」の内容になるのではないかと思う。

薬袋氏への質問 森:大学における司書科目履修者の 学部・学科の分析は行われましたか。履修者が人文 科学系に偏り、社会・自然科学系が少なく、「専門 資料論」が必要と考えるための質問です。

薬袋:履修者の分析は行なっていない。履修者が人文 科学系に偏っていることは、図書館現場でも問題に なっている。どういう専攻の人材を集めるかは、こ れまで欠けていた視点だと思う。公共図書館でも、 理工系の学部の卒業生を求める声がある。人文科学 系の学生が多いので、「図書館制度・経営論」や 「情報技術論」などは、教えにくい、難しすぎるという意見があった。人文科学系の学生であっても、必要な科目は勉強してもらう必要がある。「専門資料論」は今回廃止されたが、人文科学系の学生には、長い時間をかけて、社会科学・自然科学系の主題を勉強してもらいたいという趣旨である。

**荻原氏への質問 後藤敏行**(日本女子大学):荻原先生ご自身のお考えでは、今回の科目の改廃の中で、特に目玉となる新設科目(あるいは廃止科目)は何でしょうか。あるいは、特定の科目でなく、今回の改革全体についての「目玉」でも結構です。

**荻原**:ワーキンググループの頃から何か目玉が必要だと考えていたので、このような質問はありがたい。当初は「図書館制度・行政論」「図書館サービス演習」などの新設科目を目玉として考えていた。しかし今は必修科目と選択科目の関係性が目玉であろうと考えている。必修科目は全員が共通に学ぶ内容であり、それをより深めるために選択科目を設定している。こうした体系付けはこれまでにはなかったので、活かしていきたいことである。また選択科目は、科目等履修生、現職者の現職教育にも役立てられるのではないかと考えている。

薬袋氏への質問 後藤:お話に「図書館に関する領域」 を専門とする専任教員の文言を入れるのが難しいこ とだった、とありましたが、後学の為、詳しい事情 をご教示いただけると幸いです。図書館情報学専門 よりも広い表現にした、ということでしょうか?

薬袋:「図書館情報学を専門とする」という意見もあったが、「図書館情報学」は非常に広い意味になる場合があるので、「図書館に関する領域を専門とする」とした。

質問については、これで終らせていただき、残り の質問にはメール等でお答えする。

まとめに入りたい。今後の課題については、竹内 氏が明確に整理され、展望が明らかになったと思う。 ただし、大学院のない大学でも、各教員が、履修科 目の特論などで、自分の専門とする科目(例えば 「障害者サービス論」)を開講することができる。土 曜開講や集中講義で開講すれば、障害者サービスに 関心のある図書館職員が履修する可能性がある。そ れによって、密度の高い授業ができる。できれば、 学内の関連する分野、例えば、障害者福祉担当の教 員に講義を手伝ってもらうと、さらに深い授業がで きると思う。 即戦力となる学生に対する要望だが、すべての学生を即戦力となるように養成するのは、コスト・能力の点で無理である。確かに、職員一人の職場の場合、疑問に答えられないと、能力がないと批判される。これに対しては、就職できた人が、プロ野球選手の自主トレーニングのように、就職前に特別に研修をして、自分の能力を即戦力に高めてもらうしかないと思う。図書館関係の団体に、即戦力となるためのプログラムを開発してもらい、講習や通信教育で受講することが考えられる。また、事前に職場を訪問して、事前学習の指示などをしてもらうとよいと思う。

社会人大学院や研修の経験から、今の図書館職員には、まだまだ相当の人材がいるが、そのパワーを発揮できていないと感じる。履修科目の内容を深めた学習機会を用意することによって、これを打開し発揮していくことが必要だと思う。筑波大学でも、東京サテライト教室での夜間開講に対しては、教員は、最初は消極的だったが、大学の置かれた状況を理解して積極的になって行った。図書館関係者のパワーを引き出すことが必要である。

**荻原:宮部頼子氏**(立教大学)から協力者会議でのヒ アリングに関して、「他の2名はどなたか。4名選択 の基準は何か。」というご質問があった。ご質問の2 名は、私立大学通信教育協会理事長の高橋陽一氏と、 郡山女子大学短期大学部の二宮嘉須彦氏である。選 定の基準はおそらく、協力者会議の委員とは異なる 環境で司書の養成に携わられている方々ということ ではないかと思う。

まとめであるが、今回お話ができて、委員としてのお役目が少し果たせたかなと思っている。現在、協力者会議では「公立図書館の望ましい基準」の検討に入っている。図書館に関する科目の議論と同様に、関係者間での協議や協調が必要であると感じている。力を尽くしたいと考えているので、ご協力ご支援をお願いする。

### <説明>

## 図書館法施行規則の改正について

## 宮 田 幸 宏

(文部科学省生涯学習政策局 社会教育課課長補佐)

### 1. はじめに

文部科学省においては、これからの図書館の在り方 検討協力者会議が平成21年2月に取りまとめた『司書 資格取得のために大学において履修すべき図書館に関 する科目の在り方について』(報告)を踏まえ、4月30 日に図書館法施行規則(文部科学省令)の一部を改正 する省令を公布した。

図書館法施行規則は、昭和25年9月に制定(同年12月より施行)以来、これまで9回の改正が行われてきたが、司書講習に係る改正は、当初15単位以上とされていたものを19単位以上に改めた昭和43年の改正と、20単位以上に改めた平成8年の改正以来3回目ということになる。

今回の省令改正は、平成20年6月の図書館法改正において、従来司書講習の科目に相当するものとして文部科学大臣が認めることで運用してきた大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定めることを規定したことを受けたものである。

以下、その内容について説明する。

## 2. 「図書館に関する科目」の拡充

今回の省令改正では、司書の資質の向上を図るため、司書資格を得るために必要な大学において履修すべき「図書館に関する科目」を、現行の14科目20単位以上から13科目24単位以上に整理・拡充し、司書講習の科目・単位数についても同様に改めることとした。

まず、図書館に関する科目は、図書館で勤務し専門 的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な 知識・技術を修得するためのものであり、その後、さ らに専門的な知識・技術を身に付けていくための入口 として位置付けた。また、司書に必要な資質・能力は、 司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修及び その他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくものであり、図書館に関する科目はそのための基盤を形成するものとした。したがって、各大学では、学生に資格取得後も学習を続けるよう奨励し、図書館の設置者は、司書に資質・経験等に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努め、図書館職員は自主的に学習を積み重ねることが重要となる。

なお、平成19年度時点で、全国218大学において司書養成課程を開講しており、その平均開講単位数は24. 4単位であった。見直しに際してはこうした全国の大学・短大における開講単位数や授業時間数等の実態も踏まえて検討を行った。

新しい科目は、①基礎科目、②図書館サービスに関する科目、③図書館情報資源に関する科目、④選択科目の4つの体系に分類し、講義科目と演習科目を設定した。これらの科目のうち、各区分の中でも基本的なものと位置づけられる科目を「概論」とし、それ以外は講義を主体とするものを「演習」とした。

基礎科目では、従来の「図書館経営論」に法制度・ 政策に関する内容を加え「図書館制度・経営論」とし 2単位に充実するとともに、情報化の進展に対応した 能力を育成するため「図書館情報技術論」 2 単位を新 設した。また、図書館サービスに関する科目では、子 どもの読書活動の推進の観点から、「児童サービス論」 を2単位に充実するとともに、「レファレンスサービ ス演習」と「情報検索演習」を発展的に統合し、「情 報サービス演習」2単位を新設した。さらに、これま での「図書館資料」にネットワーク上の情報資源を加 え、これを包括するものを「図書館情報資源」と位置 づけ、各科目の名称及び内容を更新した。このほか、 必修科目として学んだ内容をさらに深めるため、各大 学で科目を選択して開講できる選択科目を7科目設定 し、これらの中から2科目2単位以上を履修すること とした。選択科目は、各大学の特色を活かした内容に よって構成し、多数の科目が開講されることが望まし

図書館に関する科目は、講義科目については1単位

あたり15時間、演習科目については1単位当たり30時間を想定しているため、各大学が科目を開講する際には、必要な時間数を確保することに努めていただきたい。特に、演習科目を1単位15時間としうる大学においても、各科目の内容に応じて必要な授業時間数及び単位数を確保し、適切な演習が行われるよう努めることが望まれる。

また、複数の学部等で司書養成課程を有している大学等においては、大学全体の教育理念・目標に基づき、相互に連携・協力して司書養成の体系化を図ることが望ましい。

#### 3. 施行日及び経過措置について

改正図書館法は、全体としては平成20年6月11日に公布・施行されたが、附則第1項により、第5条第1項第1号及び第2号のみが22年4月1日施行とされていた。これは、法案成立後の省令制定から大学における実際の科目開設まで約1年は準備期間として確保する必要があったためだが、科目を整理・拡充したことから、教育体制を準備し、学生・関係者に対する十分な周知期間を設ける観点から、3年程度の周知・準備期間を置くこととした。

このため、改正省令では、①改正図書館法の附則に基づいて平成22年4月に施行する「大学における図書館に関する科目」については、現行の規則に定められている司書講習の科目・単位と同内容のものを省令上定めることで、事実上現行の実施内容と同じ状態を確保することとし、②公布から3年間が経過した24年4月に、改定する科目・単位を規定した改正省令を改めて施行することとした。各大学におかれては、この3年間の間に必要な教員の確保やテキストの作成等、科目開設の準備を進めていただくことになる。

また、改正省令の施行日前に旧科目を履修した学生が不利益を被ることのないよう、詳細な経過措置を設けている。改正省令が適用されるのは、その施行の日(平成24年4月1日)以降に入学した者で、施行日より前から引き続き同一の大学に在学している者は、従前どおり20単位を修得すれば司書資格を取得することができる。すなわち、施行日の時点で旧科目をすべて

履修していた場合は、新科目すべてを履修したとみなすこととなる。引き続き在学している者は、改正省令による新科目を履修することも考えられるが、その場合は附則の規定に基づき新旧科目間の読み替えを行い、旧科目の修得とみなすことになり、例えば新科目の「情報サービス演習」2単位を修得すれば、旧科目の「レファレンスサービス演習」1単位及び「情報検索演習」1単位を修得したとみなされる。ただし、旧科目の「専門資料論」については、新科目の必修科目に読み替えられる科目がないことから、各大学においては引き続き開講もしくは選択科目の「図書館情報資源特論」を開講することについて配慮していただきたい。

改正省令の施行日前に必要な単位の一部を残したまま卒業した者、司書講習で一部科目を修得し改めて大学や講習で残りの単位を修得して資格を取得しようとする場合は、改正省令による科目24単位を修得する必要があるが、同じく附則の規定に基づき、過去に履修した旧科目を新科目に読み替えることになる。

例えば、既に旧科目で「生涯学習概論」 1 単位を履修した者は新科目の「生涯学習概論」 2 単位を、「図書館経営論」 1 単位を履修した者は「図書館制度・経営論」 2 単位を修得したとみなすことになる。ただし、旧科目の「図書及び図書館史」及び「資料特論」は、それぞれ新科目の「図書・図書館史」及び「図書館情報資源特論」と内容がほぼ同一であるため、重複して乙群 2 科目とはみなさない。

なお、法文上、大学等における学修について司書講習の科目免除をする場合や、新旧科目間の読み替えについては「修得したものとみなす」と規定されている(改正省令第5条第3項、第6条第2項及び第3項、附則第3項~第9項)。一方、講習または他の大学における学修について大学において科目免除する場合は、「修得すべき科目の単位に替えることができる」と規定されている(改正省令第1条第2項)ことに留意していただきたい。すなわち、大学における履修については、各大学に裁量が認められているので、各大学においては、適切な判断をお願いしたい。

実際に大学で開講する科目名については、省令で規 定する科目名と必ずしも同一である必要はなく、科目 を統合・分割することについても、協力者会議の報告で提示されている各科目のねらいと内容を網羅しているのであれば、各大学の裁量で取り扱うことができる。ただし、不適切な科目の読み替えが行われることは厳に慎むべきである。その点は国としても指導の徹底を図ることとしている。

### 4. 司書資格の資格取得要件等について

図書館法においては、司書の資格取得要件について「大学を卒業した者」と規定しているが、法文上「大学」には短期大学が含まれており、図書館法原始附則第10項中段において、旧大学令等の規定による大学、大学予科、高等学校高等科等に加え、文部科学省令で定めるこれらの学校に準じる学校がこの「大学」に含まれると規定している。そして図書館法施行規則第10条において準じる学校を列挙し、更に「その他文部科学大臣が同等以上と認めた学校」と規定しているが、文部科学大臣が定めた告示等は置かれていない。また、司書講習の受講資格においても、規則第2条第1号において「大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者又は高等専門学校若しくは法附則第10項により大学に含まれる学校」を卒業した者とされている。

協力者会議の報告書では、「今後は、外国において 学校教育における14年の課程を修了した者など、短期 大学の専攻科への入学に関し、短期大学を卒業した者 と同等以上の学力があると認められる者にも対象を拡 大することが適当と考える」と提言しているが、省令 改正に際しては、法文上「学校」を海外の学校にまで 拡大することは困難であることから、運用の弾力化を 図ることとした。改正省令の施行通知においては、司 書講習を受けることができる「法附則第10項の規定に より大学に含まれる学校」を卒業した者に、専修学校 の専門課程を修了した者や、外国において学校教育に おける14年の課程を修了した者等も含まれるものであ ることを明記している。

なお、これまで告示に基づき、一定の勤務経験及び 資格等をもって司書・司書補講習科目の一部の科目を 免除していたが、今後は図書館での勤務経験をもって 履修したとみなす科目は図書館実習に限ることとし、 修得したとみなす学修は、大学や社会教育主事講習などにおける科目の修了等を原則とするよう、告示についても平成21年8月3日付けで交付したところである。

また、各大学においては、学生等の就職の便宜や必要性を考慮して、修了証書や資格取得証明書を発行するよう配慮願いたい。文部科学省においても、今後は複数の大学等で単位を修得している場合は、資格取得証明書を発行することとしており、改正省令の施行通知において、「司書資格証明書交付のとり止めについて」(昭和42年1月24日文社社第47号・社会教育局長通知)を廃止した。

#### 5. 専任教員の配置について

司書養成課程の管理、学生に対する指導、並びに教育内容等に関する組織的な研修を着実に実施していくためには、図書館に関する領域を専門とする専任教員を十分に配置することが重要である。これまでは文部科学大臣の認可権限に基づき、大学に専任教員2名以上配置するよう指導してきたが、協力者会議の報告でも「図書館に関する領域を専門とする専任教員を十分に配置することが重要である。」と提言しており、今後も引き続き様々な機会を通じて指導していくこととしている。

### 6. 終わりに

各大学においては、経過措置を適切な期間にとどめ、早期に改正省令による新たな科目を開設することを求めたい。また、既に資格を取得した者も、新たに設置される科目の内容について学習することが求められ、各図書館の現場において研修等に参加しやすい環境を醸成することや、大学院等で夜間や休日等に社会人向けの講座等が開設されることが重要である。ぜひ図書館界全体でそうした機運を高めていただきたい。

(敬称略)

司会:谷本達哉

**司会**:ご質問の方は、挙手をお願いします。マイクが 2本しかないので、ご質問の方にお持ちします。名 前と所属を必ずお願いします。

作野 誠(愛知学院大学) 現在の大学設置基準では 2単位の科目の学修必要時間総数は90時間となって いるが、将来設置基準が緩和される可能性があるか。 また、専任教員の場合の資格要件はあまり議論され ていないようだが、現在の大学設置基準に定められ ている要件が緩和される可能性があるか。例えば実 務から教員になる教員に対しての認定が今後緩やか になるということはあるか。

**宮田**:緩和の動きについては承知していない。現行の 制度に基づき実行していただきたい。

福田博同(跡見学園女子大学) 今後のスケジュール のことだが、平成23年8月に文科省へ提出する書類 を用意することになる。この書類に記載する教員が 平成24年4月就任可能な教員や平成24年3月で定年 になる教員がある場合はどのように記載すればよい か。

**宮田**:内諾を得ているのであれば、「予定」で提出していただき、決定後に報告してもらえればよい。また、予定が大幅に変更されるようであれば、速やかにご相談願いたい。

塚原 博(実践女子大学) 科目の設定のことだが、 必修科目の「図書館情報資源概論」と選択科目の 「図書館情報資源特論」をまとめて、例えば「図書 館情報資源概論1,2」として開講してよいか。

**宮田**:各々の科目の内容が担保できるのであれば可能 だ。

志保田(図書館学教育部会長) 省令4条第3項の勤務経験のあるものというのは、司書講習の科目に対する免除に関することか。

宮田:そうだ。

安藤友張(九州国際大学) 新カリキュラムは平成24

年4月1日の入学生からであるが、本学は2年生から実施する。この場合どう解釈するか。教職課程は 実施状況の視察が入る場合があるが、司書課程の場合もチェックはあるか。

宮田:現行カリキュラムを平成24年4月1日より前に 入学した在学生に適用し、新カリキュラムは平成25 年に2年生から始めていただいて大丈夫である。司 書課程の実施状況の視察については、今のところ想 定していない。

田窪直規(近畿大学): 「施行期日及び経過措置について(附則関係)」の⑥の「……ただし、経過科目の「専門資料論」の単位を修得した者が新科目の「図書館情報資源特論」を修得した場合はこの限りでないこと。」の意味だが、24年4月以前に「専門資料論」を修得した者が「図書館情報資源特論」を24年4月以降に修得した場合は、当該科目を経過科目として読み替えるのでなく、選択科目として取得できるということか。

宮田:そうだ。

**志保田** 司書補の科目は積み残しになったまま、いつ 頃どうなるのか。

**宮田**:現在のところ、司書補の科目の改正の予定はない。

**司会**:短い時間に大切な問題を扱った。最後に部会長からの閉会の挨拶である。

**志保田**:良い議論ができたかと思う。12月19日の土曜日に研究集会がある。ぜひ、皆さま時間を空けておいていただきたい。

ここで、部会長は、本日参集の幹事全員を紹介した。 最初に、12月に開催の第2回研究集会の担当幹事の柳・ 瀬戸口幹事を紹介した。また、当日の報告担当の村上 幹事、前川幹事、会計の瀬戸口幹事、司会の谷本幹事 を紹介した。続いて、瀬戸口幹事、柳幹事、野末幹事 からおのおの短い挨拶があり、会は終了した。

## .....参加者の感想

## 全国図書館大会 第6分科会に参加して

**大 平 剛** (帯広大谷短期大学)

昨年の活発な議論と比べてとても穏やかな分科会であった。そこには図書館司書養成の科目がすでに改正されてしまったこと、また、その説明会も6月に終わっていたという状況があり、今回の分科会の眼目がその制定過程の振り返りと教育内容の側にあったからだろうと思う。

改正議論が活発に行われた背景、特に科目数の増加に対する反応には矛盾した立場があったと思っている。図書館学教員であればもっと多くの時間を使い、もっと多くの知識や経験を学生に与えたいと思っているはずである。しかし、科目数の増加はそれぞれの大学内の学内政治的な部分に直結してくる。単位数の増加、科目の限定が厳しくなれば司書養成自体も見直さざるを得なくなってしまう。私自身も図書館学教員と同時に学科運営者という矛盾した立場に立たされていた。

とはいえ出来るかぎり良い教育を与えたいと考えない教員はいない。その意味で今回の分科会では枠の議論が終わった後に全員が同じ方向を向く区切りとなったように思う。薬袋氏が「日本において図書館養成がうまくいかないのは」「制度の問題だけではない」とし、これから「教育の中身が重要になる」とおっしゃっていたのには誰しもが賛成したことと思う。

また、強化すべきものとして2つの方向が具体的に出てきていたのも収穫であった。1つは薬袋氏がおっしゃった理論研究の分野である。これからの図書館を背負う人々に必要な本当の意味での専門知識を整備・提示しなければならないだろうし、教える側としてもそれを理論として持っていなければならない。もう1つは帯広市図書館の館長が調査の中でおっしゃっていた公務員論的教育である。これはこれまででもサービス論、経営論などで強調されてきたところであるが、

理論と共に学生たちに実際に行動させる中で指導して いかなくてはならないだろう。

新しい酒は新しい皮袋に入れることが出来るのか。 制度の議論が終わった以上、各自教員の立場に戻って 考えなければならない。教育内容こそが大切という当 たり前だが大事なことを確認した分科会であった。

## 司書・司書補講習担当の立場から

**壽 顕一郎** (桃山学院大学エクステンション・センター)

司書養成に関わる仕事に携わっている関係から第95 回全国図書館大会では第6分科会に参加させていただきました。分科会では文科省「これからの図書館の在り方協力者会議」構成員の諸先生方から貴重なお話が伺え、今回の図書館法改正の裏側を垣間見ることができ大変有意義なものであったと感じています。

全体を通して改めて考えさせられたのは、今回の法 改正が持つ意味とは何かということです。私は「講習」 に携わっている身として今回の改正は単に司書養成を 講習中心から大学の課程中心にバトンタッチしたいと いうための見直しの感がありましたが、課程を中心に することで司書養成を第一段階、第二段階と多層的に ステップアップを図ることで専門性を高めていくとい う目標を視野に入れた改正であるとのお話を聞き、少 なからず将来に明るい展望を感じました。ただ、今回 の法改正は図書館職員の養成に触れつつ、司書補につ いてはほとんど触れられることがなかったのは残念に 思っています。資格要件は司書同様に拡張されたもの の、前回(1997年)の改正時には司書と共に改編され た履修すべき科目については今回、見直されませんで した。前々回(1968年)の改正時にも司書補科目は据 え置かれた経緯はあるものの、図書館職員の養成を見 直すという点では、大学の課程とは何ら関係がない司 書補であっても見直しの機会が与えられてもよかった のではないかと感じています。(分科会では文部科学 省から説明を受ける時間が設けられており、その質疑の中で司書補の今後について質問がなされましたが、将来的に見直すことは考えていないとの回答でした。)また、見直された司書科目も策定過程において関係各方面との「協議」時間等の不足が私見として述べられていたことからも、今回の一連の見直しは司書課程の底上げとそれに伴う科目の策定といったことが急がれるあまり、図書館界全体の展望を欠く内容になってしまったように感じられてなりません。

図書館を取り巻く状況、ましてや図書館職員のそれ は近年めまぐるしく変貌してきている中で、今回の改 正が職員養成を含め図書館界にどのように良い影響を 及ぼすか見守りたいと思います。

最後に、「図書館はまだまだ大きな力を持っている」 という薬袋先生のお言葉に期待して、感想の辞とさせ ていただきます。

## 全国図書館大会 第6分科会に参加して

#### 白 根 一 夫

(福岡県宮若市図書館準備室・ 福岡女子短期大学非常勤講師)

平成20年3月に公共図書館の現場を退職しました。 全国図書館大会に数回参加していますが、今までは公 共図書館部会や「図書館の自由」の分科会がほとんど でした。図書館学教育部会が担当する第6分科会「図 書館に関する科目」に参加をしたのは初めてでした。

平成20年6月に図書館法の改正が行われ、同法第5条第1項第1号に「大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目」を履修したものが司書となる資格を有する者となることが新たに定められました。このようなことを背景に、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」(主査・薬袋秀樹 筑波大学教授)では、新たに定められる大学における図書館に関する科目やその内容について、関係者から意見を聞きつつ、具体的な検討を進めて結果を取りまとめ「司書資格取

得のために大学において履修すべき図書館に関する科 目の在り方について」という報告書を公表しました。

報告書ではこれまで14科目20単位だったものが、今回の案では13科目24単位となっています。必須科目は11科目22単位、選択科目は7科目7単位から2科目2単位を選択することになっています。この新たな科目・単位数の施行は、省令の公布(平成20年6月)から3年程度の期間を置くことが適当と書かれていますので、平成24年度入学者から適応されることになります。

昨年4月から市の図書館準備室嘱託アドバイザーとして勤務する傍ら非常勤講師として講義を担当しています。昨年度後期(司書教諭課程)、今年度前期(司書課程)と後期(司書教諭課程)を二つの大学で教壇に立っています。いま担当している科目がどのようになるのか、また必須と選択科目の構成などが今後どのように変わっていくのかについて関心があります。現場に役立つ講義内容にしていくためには、法令・規則の改善と改正に加え講義をする側の研究・研鑽が必要であると感じています。新人教師としては講義をする難しさを感じています。再度勉強しなおさないといけないとつくづく思います。優れた司書になる人を送り出すためにも。

翌日「国立国会図書館・東京本館」(永田町)と 「国際子ども図書館」(上野)を見学しました。

最後に学界に要望をひとつ申し上げます。大会の1週間後に開催された「図書館総合展」に9年ぶりに参加しました。戦後CIEが作成した「格子なき図書館」が会場の一角で上映されていました。これをみるために参加したものですが、「図書館概論」の中で触れる図書館史の視聴覚教材として広く使われるように復刻・販売をしてもらったらと思いましたので付け加えます。ご検討をぜひお願いします。

## 全国図書館大会 第6分科会に参加して

**松** 井 純 子 (大阪芸術大学)

2年後に迫る司書養成課程カリキュラム変更の実際 上の内容についてのさらなる理解と、昨年6月の文科 省主催「改正司書養成科目に関する説明会」に参加で きなかったこともあり、「「図書館に関する科目」 一大学における司書養成の新たなる展開一」と題す る当分科会に出席した。個人的な関心の一つは、上記 の理由から文科省の宮田社会教育課長補佐の発表にあっ たが、これは上記の「説明会」とほぼ同一の内容とい うことで受け止めた。もう一つの関心は千葉大学・竹 内氏の発表にあったが、こちらは急遽発表取り止めと なり、司会者の代読となったのは、至極残念であった。 しかし、代読された氏の論考は今後の司書養成の在り 方を深く考察するものであり、大いに共感するととも に、すぐれて有意義な提言であったと感じた。(論考 の詳細は、大会当日配布された「要綱」をご参照いた だきたい。)

さて当分科会の基調報告である筑波大学の薬袋氏の 発表は、わが国の図書館と図書館職員に関わる問題点 を説明したうえで、図書館職員養成の問題点とその改 革方法を提示し、今般の新科目制定の意義と今後の課 題を述べたものであった。このうち冒頭の「図書館と 図書館職員の問題点」では、①研究や理論・実践報告 の不足と人的資源の未活用、②職員養成や図書館学教 育の改善では解決不可能、とまとめられたが、ここか ら新カリキュラムは養成教育の第一段階、すなわち基 礎(または入門)教育にすぎず、就職後の研修の充実や 継続教育が重要であることを指摘された。その実現の ための検討課題も含めて見解を提示されたことで、薬 袋氏の描く養成・教育の今後の在り方が、筆者にも一 定程度理解できたと思う。だがその反面、違和感も感 じた。というのは、議論の枠組みがあくまでも「養成・ 教育」の範囲にとどまっており、「就職・採用」の現

実面を見据えての問題提起に乏しかったからである。 筆者は、専門職としての「養成・教育」と専門職としての「就職・採用」は両輪であると考えるが、近年の正規職員採用数の減少と非正規職員数の増加は、司書養成担当教員の一人として憂慮せざるをえない。つまり、養成教育の内容をいかに充実させたところで、それが現場に蓄積され、図書館の発展やサービスの充実に生かせる機会が全体として逓減している現在の状況は、それこそ「養成や教育の改善では解決不可能」なことがらである。このことの改善なくしては、司書養成教育充実の意義は失われてしまうのではないか。今後はその点を見据えた議論が必要であろう。

## ...... 参加者のアンケートから .........

### 回収できたアンケート 43名

## 質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員 20 日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員 16 日本図書館協会非会員 7

#### 質問2 テーマの設定について

	JLA会員 部 会 員	JLA 会員 部会非会員	J L A 非会員
適切だった	19	16	6
適切でなかった			
どちらともいえない	1		
無記入			1

### 質問3 プログラムについて

	JLA会員 部 会 員	JLA 会員 部会非会員	J L A 非 会 員
適切だった	17	13	6
適切でなかった			
どちらともいえない	3	3	
無記入			1

## 質問4 内容について

	JLA会員 部 会 員	JLA 会員 部会非会員	J L A 非会員
適切だった	17	14	6
適切でなかった	1		
どちらともいえない	2	2	
無記入			1

#### 質問 5 今回の分科会に関するご意見

- ・上級司書職との兼ね合いをどうするか? 分科会が 離れた場所での開催は残念だった。
- ・勉強不足を痛感しましたが、非常に分かりやすく説明して頂き、改正の目的・内容など十分理解できました。ありがとうございました。
- •「現職者への研修機会」と切り離して部会全体テーマを設定してもらったので、議論が行いやすかったと思う。
- ・時期に適切に合致した分科会に大いに満足しています。
- ・今一番必要なテーマでした。まだ軌道に乗るまで数 回は必要なテーマだと思います。
- ・ 薬袋先生のお話は示唆に富んでいた。 今後の参考に させていただきたい。
- ・案内には17時終了だったと思うが、なぜ16時半なのか? 図書館大会の場合は告知から開催まで時間があるので、事前に質問を受け付けたり、レジュメないしは要旨を公開し、意見を受け付けた上で開催してはどうか? 今回HPでTwitterを利用したりしていたので、こういったものを活用して議論を深めては?
- ・薬袋さん、荻原さんのところで、もう少し論議ができれば良かったのではないか?
- ・文章を読んでいるよりも当事者の熱意が伝わって少しはより理解できたように思う。現場でどう生かせるか、キャッチボールを受けた側の責務の重さを感じる。
- ・短期大学での司書養成の今後について、どのように 考えるべきでしょうか。四大、大学院への移行を強 く感じましたが。(個人的には賛成です。)
- ・新設科目、個々の詳細についての説明、課題などが 含まれているとなお良かった。
- ・薬袋先生と荻原先生、同じような立場の報告が2点 あるよりも、たとえば現場の帯広市立図書館長の吉 田さんのような方の話を聞ける場がほしかった。
- ①大会全体の日程が影響していると思われるが時間

配分にもう少し余裕があったほうがよいのではないか? 関連して時間に余裕があればテーマに即した内容を掘り下げて活発な意見交換が可能になるはず。

- ②また会場が狭く、もう少し座席間隔をとっていた だく方がよいと思います。
- ・ 少し時間が不足していた印象です。
- ・参加人数のわりには会場が狭かったのが惜しまれる。 もう少し大きい部屋が望ましいです。
- やはり机があると良いです。

### 質問6 図書館学教育部会の活動全般に関するご意見

- ・望ましい基準が今回の「科目」の件をふまえてより 良きものになるよう、現場の意見も吸い上げられる ようなMLを早急に作って欲しい。各都道府県立レ ベルの図書館への「基準」改正の広報を教育部会に お願いしたい。
- ・本日のテーマに引き続き、お二人(plus竹内先生の) 問題提起を改めて取り上げてもらいたい。
- ・図書館学教育独自のFDなど
- ・図書館学教員の資質評価及び資質向上についてのプログラムを考えてほしい。
- ・担当教員の研修についても考えて欲しい。(新カリ に向けて)
- ・新課程科目の勉強会
- ・現場の現状を知る、意見を述べるということが重要 ということで、そのような場の提供についても考え て頂きたいと思います。
- ・幹事の皆様には部会のために何かと企画、立案、会 の運営など、ありがとうございます。
- ・ご苦労様の一言です。更なる飛躍を期待します。

## ~欠号の『部会報』をお譲りください~

50周年記念事業準備委員会では、『部会報』 の総目次・総索引の作成に着手しましたが、 つぎの各号が協会資料室において「欠号」となっ ており、困っています。推定される発行年を記 しておきますので、お譲りいただけるようでし たら、下記住所までお届けください。コピーし たものでも結構です。

欠号: 第21号(1986年)

第36号 (1993年~1994年) 第38号 (1994年~1995年) 第43号 (1996年~1997年)

50周年記念事業準備委員会担当委員 柴田 正美

**送付先**: 〒564-8680

大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村上 泰子

# 2010年度 総会・第1回研究集会のご案内

日 時: 2010年5月8日(土) 13:00~

会 場: 日本図書館協会2階研修室

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

テーマ: 「図書館に関する科目」の今後の展開(2)

趣 旨: 図書館法と図書館法施行規則が改正され、「大学における図書館に関する科目」の実

施に向けて、各大学での準備作業が始まっている。図書館学教育部会では昨年の図書館大会および前回の研究集会において、科目制定の経緯を振り返るとともに、新しい科目構成・内容をいかにして養成現場に効果的に根付かせるか、また今後どのような方向に進むべきか、議論を進めてきた。さらにそれらの議論を踏まえ、個々の科目を取り上げて、そのあり方についての検討を始めたところである。今回は個々の科目検討の第二弾として、基礎科目の中から「図書館概論」と「図書館制度・経営論」を取り上げ、これら2科目を中心に、養成内容の充実に向けた議論を深めたい。

### 予定しているプログラム

13:00- 受付

13:20-14:00 総会

14:00- 2010年度 第1回研究集会

14:10-15:30 「図書館概論」のあり方について

14:35-15:00 発表(2) 平野 英俊(日本大学教授)

15:00-15:30  $\ddot{r}_1 \times \ddot{r}_2 \times \ddot{r}_3 \times \ddot{r}_4 \times \ddot{r}_5 \times \ddot{r}_$ 

15:30-16:50 「図書館制度・経営論」のあり方について

15:30-15:55 発表(1) 根本 彰 (東京大学教授)

15:55-16:20 発表(2) 金沢みどり(東洋英和女学院大学教授)

16:20-16:50 ディスカッション

16:50- 閉会挨拶

編集担当 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村 上 泰 子

Tel. 06-6368-0467 E-mail: yasuko@kansai-u.ac.jp